

# 広報うえだ

平成13年

[2001]

No.1320

6・1



## 情報化の推進により便利な市民生活を

インターネットに代表される「IT（情報通信技術）」は、急速に発展し、私たちの生活の中に徐々に浸透してきています。

今年1月にマルチメディア情報センターが実施したアンケート調査（上田市周辺の20歳代以上457人を無作為抽出／回収率23.2%）でも、約7割の家庭にパソコンがあるなど、市民生活でパソコンが情報通信手段として普及してきていることがうかがえます。

5月8日(火)から同11日(金)までの4日間、上田創造館で上田市IT講習会が行われました。これは、市民の皆さんにパソコンに親しんでもらおうと、市が学校・公民館などの公共施設や民間施設を利用して開催しているものです。

受講者は、文書作成などに戸惑っている面もありましたが、インターネットや電子メール講習ではとても楽しそうにパソコン画面と取り組んでいました。

この講習会は、今年度いっぱい開催されます。パソコンに触れたことのないかたでも安心して受講できますので、ぜひご参加ください（日程等については、広報うえだ4月16日号の差し込みちらしをご覧ください）。

上田市のホームページ上には観光情報・保健関係情報・休日当番医・広報うえだなど、便利な行政情報を掲載しています。また、公共施設の空き状況の照会や予約が、インターネットでできるようになりました。詳しくは情報推進課（☎238241）へお問い合わせください。

今後も、市民生活の利便性の向上を図るよう努力していきます。



►真剣に取り組む参加者

### ～参加者の声～

林雅子さん（下青木・左上の写真）

前からメールやインターネットに興味がありました。この講習は、とても親切に教えてくれるし、格安なのでとても有り難いです。実際にパソコンに触れてみると、とても楽しいし、びっくりさせられることだらけですね。インターネットでは、新聞より早く情報が入ってくるし、世界中で買い物ができるたりするんですね。私は、自営業を営んでいるので天気予報が瞬時に確認できるのが、とても便利に感じました。

これからは、パソコンを購入して、年賀状を作ったり、インターネットで遊んだりしたいです。子どもと、メール交換なんていうのも最高ですね。

- 上田市役所（☎224100）  
（FAX254100）
- 市政提言電話（☎252539）
- 市政提言FAX（FAX235111）
- 市政提言電子メール  
mayor@city.ueda.nagano.jp
- インターネット上田市のホームページ  
URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/>  
(広報ほか市政情報掲載)



### ■データ（5月1日現在）

人口	122,410人(+268)
男	60,137人(+148)
女	62,273人(+120)
世帯	45,166 (+326)
外国人登録者数	4,629人(+76)
男	2,404人(+59)
女	2,225人(+17)

※( )内は、前月に対する増減数値



## ~6月は環境保護月間です~ 一方通行型の社会から 循環型社会へ

**用語**  
**ミニ・ミニ 知識**  
**「グリーン購入」って何!**  
環境負荷を低減するため、再生品・環境に配慮した商品を購入することです。

**循環型社会とは**

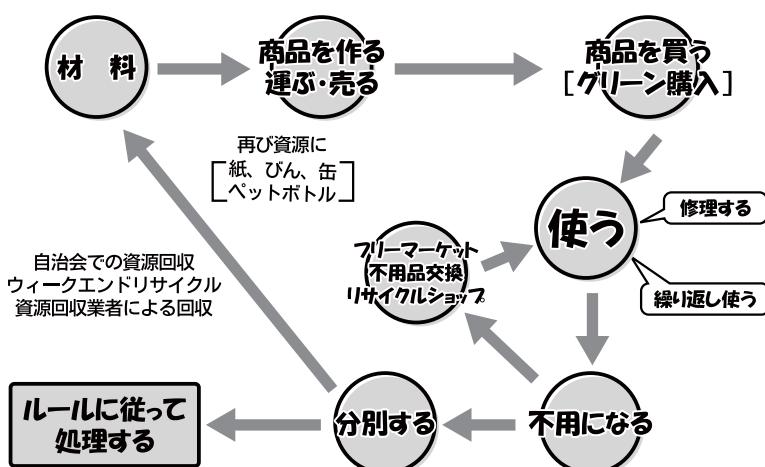
「商品を作る→買う→使う→捨てる」という一方通行の流れではなく、ものを大切にし使い終わったあとでももう一度使えるようにする社会です。

循環型社会を築くためには、「できるだけごみを出さない、できるだけ資源として使う、どうしても使えないごみはルールを守って処理する」といった、再利用・リサイクル活動を行うほか、ものを購入するときにもグリーン購入などの配慮が必要になります。

私たちの地球は、地球温暖化のような地球規模の問題から身近なごみ問題に至るまでさまざまな環境問題をかかえています。中でも、地球温暖化は深刻な問題となつており、主な原因となる二酸化炭素の排出量抑制が特に重要です。二酸化炭素の排出は、電気やガスなどのエネルギー消費だけでなく、製品の製造や流通の段階でも発生しています。これらの問題を解決していくためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会」から、ごみの減量・再資源化、省エネルギーの推進等による「循環型社会」への転換が求められています。

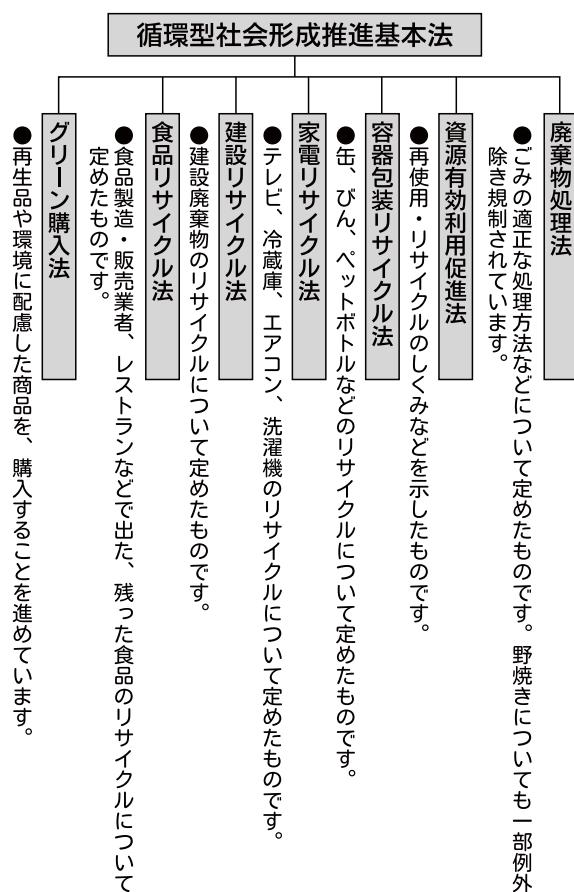
また、廃棄物処理法の改正により、4月1日からごみなどの廃棄物の野焼きが一部例外を除いて禁止となりました。

こうした現状を踏まえ、市では環境保護施策を総合的に推進するため、現在環境基本計画の策定を進め、積極的に環境の保全に取り組んでいます。



## 循環型社会へ向けての法体系

みんなが一体となって循環型社会づくりを進めるために、次のような法律が整備されています。



## 市ではこんな取り組みをしています

### ISO14001の認証取得を目指します

上田市役所では、今年度中に、環境に配慮した事務・事業活動を行うための基準を国際的に規格化したISO14001の認証の取得を目指します。認証の目的は次の3点です。

#### ①環境保全の社会的責任

現在、環境問題は地球規模の問題となっています。ISO14001の認証を取得することにより、地球環境保全に率先して取り組む市の姿勢を明確化します。

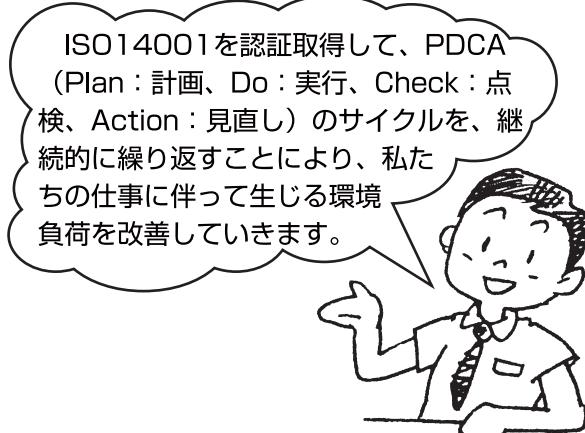
#### ②職員の意識改革等

環境負荷を継続的に低減する目的・目標の実現に向け、内部監査の導入など実施と点検の仕組みをつくることにより、職員の意識改革や事務・事業の見直しをします。

#### ③市全体での環境保全施策の推進

市が率先して取得することにより、市民や事業者の皆さんによりいっそう環境に対し関心を持っていただき、ひいては市全体での環境保全施策を推進します。

- 資源ごみの出し方は**
- 資源ごみは、洗ってあれば資源ですが、汚れたままではごみになってしまいます。ルールを守って資源回収に出しましょう。
- ▽びん、缶は、飲食物が入っていたもののみが資源ごみです。中を洗ってから出してください。缶詰のふたは資源に出せます（びん、ペット缶のキャップは資源ごみではありません。必ず外して、燃やせないごみの日に出してください）。
- ▽ペットボトル（飲料類・酒類・しょうゆ）は、中を洗って、キャップとラベルを正に処理をしてから出すようにしてください。
- ▽新聞紙・雑誌・ダンボールは、それぞれ種類ごとにきちんと分けてひもでしばって出してください。
- ▽スプレー缶（卓上コンロのボンベ等）は、週1回の燃やせないごみの日に、本体に穴を開け、完全にガスを抜いて出してください（最近、処理場でスプレー缶の爆発事故がありました。必ず適正に処理をしてから出すようにしてください）。



# 「エコオフィスうえだ」の推進

市では、昨年4月に「エコオフィスうえだ（上田市役所環境保全率先実行計画）」を策定し、電気使用料の削減など、環境にやさしい事業活動に取り組んできました。

この計画は、市役所の事務事業活動から発生する電気やガスなどのエネルギー消費量やごみの排出量を減らして、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素を削減することを目的としています。

この取り組みを更に推進するために、今年の4月に計画の見直しを行いました。今後、各職場の推進委員を中心に、環境への負荷低減と温暖化対策を推進していきます。

## ▽計画の目標（平成17年度までに）

項目	削減目標 (対平成10年度比)
電気使用量	- 8 %
	- 1 %
	- 10.5 %
	- 1 %
	- 8 %
	- 3 %
都市ガス(注)	+ 5 %
公用車等の総走行距離	- 1 %
コピー用紙使用量	- 10 %
上水道使用量	- 17 %
可燃ごみ排出量	- 30 %

（注）都市ガスについては、平成11年度に第一中学校が新校舎になりました、燃料の使用形態が灯油から都市ガスへと大幅に変化したことを考慮しています。



▲昼休みの消灯など、ご理解・ご協力をお願いします。

## ▽主な取組内容

- ① 物品などの調達量の抑制とグリーン購入の推進
  - ② エコ・ドライブ（アイドリング・ストップ等）の推進
  - ③ 分別回収の徹底
  - ④ 昼食休憩時の照明の消灯
  - ⑤ 始業時間前や残業時の照明の節約
  - ⑥ 空調機器の適切な温度設定など
- 市民の皆さんの、ご理解・ご協力をお願いします。

## 環境にやさしい生活を

### 「環境家計簿」をつけよう！

平成10年度の事務・事業における温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で約1万2000トンでした。平成10年度の数値を基準として、平成17年度までに6パーセント削減することを第一次の目標としています。

なお、項目別の削減目標は、左表のとおりです。

# 環境基本計画を策定します

私たちをとりまく環境は、ごみなどの身近な問題から地球温暖化といった地球規模の問題まで複雑多様化しています。

市では、美しい自然環境を守り育て、良好な環境を将来にわたって維持するため、環境施策の基本となる環境基本計画を策定しています。

この計画の策定作業は、平成11年度に始まり、これまでに各種団体で構成する策定懇談会や地区別の市民懇談会などでご意見をいただきながら進めてきましたが、更に今後地区別の懇談会などを開催し、今年度中にまとめる予定です。

地球温暖化の主要な原因となつている二酸化炭素は、私たちが生活していくなかで排出されています。環境家計簿は、家庭で使用している電気やガスなどの使用量を、家計簿のように記録するものです。使用量を継続的に記録することにより、家庭で二酸化炭素がどのくらい発生しているかが分かります。二酸化炭素の排出量は、省エネを実行することで減らすことができます。省エネは、地球温暖化

防止につながるだけでなく、家計の節約にもなります。

市では、希望者に環境家計簿を配布していますので、ぜひご利用ください。詳しくは生活環境課までお問い合わせを。

あなたの家庭のCO <sub>2</sub> 排出量				
我が家の環境家計簿				
～上田市～				
月分	使用料(A)	CO <sub>2</sub> 排出係数(H)	CO <sub>2</sub> 排出量(A)×(B)	金額
電気	kWh	0.120	kg	円
都市ガス	m <sup>3</sup>	0.640	kg	円
LPGガス	m <sup>3</sup>	1.800	kg	円
水道	m <sup>3</sup>	0.160	kg	円
ガソリン	ℓ	0.640	kg	円
軽油	ℓ	0.720	kg	円
灯油	ℓ	0.690	kg	円
アルミ缶	本	0.050	kg	
スチール缶	本	0.010	kg	
ガラス瓶	本	0.030	kg	
紙パック	枚	0.040	kg	
トレー	枚	0.002	kg	
ペットボトル	本	0.020	kg	
燃やすごみ	kg	0.240	kg	円
合計				

**記入上の注意**

- ・使用量、金額は検針票、請求書等から書き写してください。
- ・缶、瓶、紙パック、トレー、ペットボトルはリサイクルに出したものを除いて、ごみとして捨てた分のみ記入してください。
- ・埋立てごみや、堆肥化するごみは除いてください。
- ・燃やすごみは、1袋の重量に一月の袋数を掛けてください。

※環境家計簿は継続してつけることにより、月々の比較や前年との比較ができます。  
※3ヶ月分を記入できる環境家計簿もありますので、希望される方はお申し込みください。

ご利用ください

# 「エコ・ハウス」

ごみ減量・リサイクル推進のシンボル



来館者が  
450人に

ごみの減量やリサイクルについて関心を持っていただき、リサイクル活動や物の大切さを実感・体験していただく活動の場として、今年3月、上田市リサイクル活動拠点施設「エコ・ハウス」が上田クリーンセンターの敷地内に開設しました。

この施設は、太陽光発電を導入して施設で使用する電力の一部をまかなうほか、暖房設備はクリーセンターのごみ焼却熱を利用し、建築材に廃材を再利用しています。

また、ここでは環境保全に関する講習会や教室の開催・パネル展示、不用品を再生させる作業や指導などを行っています。

## ■ご期待ください！「わくわく講座」

4月には、着なくなった着物やゆかたなどの古布を使った化粧ポーチ作りと布ぞうり作りや、講演会を行い、多くのかたに参加をしていただきました。これら計画する講座も、参加者の希望にお応えできるよう計画していくたいと思います。

今後の、毎月の講座予定は、情報誌

「みてみてきいてミニ情報」をご覧ください（エコ・ハウスか、市内各公民館の窓口においてあります）。

## ■刃物とぎが大好評

毎週水曜日の午後1時から受け付けている刃物とぎ（無料）は、おおぜいの皆

## ～不用品もひと工夫で必要なものに～



エコ・ハウス運営ボランティア  
「エコ・サポート21」代表  
太田芳枝さん

ごみを減らしたい。家で眠っているものを活用したいという思いで「エコ・サポート21」

に応募し、エコ・ハウスで活動を始めました。

どうしたら不用品をごみに出さないで活用できるか楽しみながら体験できる「わくわく講座」では、古布を製いてさき織りをしたり、布ぞうりを作ったり、また和服のリフォーム、牛乳パックを活用しての小物作り、そしてときには「ごみ談義」と皆でわいわいしながら学んでいます。これがたいへん好評で、「すてきな所ができましたね。来てみてとても良かったです」と言われて、ボランティアとして登録されていくかたもいます。

このエコ・ハウスが、環境問題を楽しく考え・実行していく場となり、また子どもたちの環境教育の場として利用していただければと思います。

## ■各種講座の申し込み・問い合わせ

さんに利用いただいています。ただし、1人1本限り、当日の受付は10本になります。また、家庭用に限りませんので事業用のものはご遠慮ください。

「使えたから捨てる」のではなく、「直して再使用する」ことに努めます。

エコ・ハウス（**TEL** ②35144・FAX兼用）へ、午前10時から午後4時までに。

なお、不用品交換情報（譲ります、譲つ

てくださいのあっせん）の受け付けも、平日の午前10時から午後4時まで電話で受け付けています。



時の移ろいを見守る、西光寺の境内

## 戦国時代のかおりが残る地



西光寺阿弥陀堂（県宝）

塙田平の東南にそびえる富士嶽の山麓に中組は位置しており、旧町屋村（江戸初期～明治7年）の町屋・馬場・中村などの集落をいいます。

戦国時代には有力土豪の館や、村落に土着の地侍の屋敷のほか、馬術の練習をする馬場もあったと伝えられ、それらを中心で発展した所と考えられています。

佐加神社を訪れますと、ここに富士山学校が明治12年1月から17年5月まであつたことを示す標柱が立っていました。明治15年の富士山学校（中等小学校）には男子90人（就学率74%）、女子21人（就学率22%）があり、校舎の敷地は約1070m<sup>2</sup>でした。

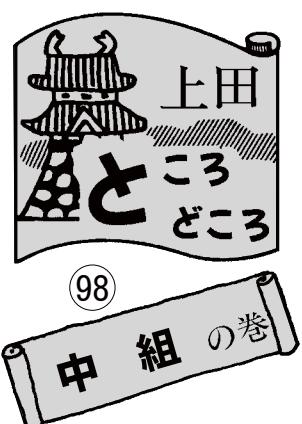
ちなみに町屋村と奈良尾村が合併して富士山村ができたのは明治7年で、富士嶽に由来した村名の「富士山」は大字名になっています。

この神社の近くに正応4年（1291年）創立と伝えられる西光寺があり、境内の阿弥陀堂は県宝に指定されています。このお堂は改造された部分が少なくなかつたのですが、平成元年に当初の形式に復元され室町時代後期の姿になりました。

西光寺が武田信玄にサハリという金属製の仏具（打楽器）を進呈したところ、信玄は大いに喜び褒美として寺がかかえる門前百姓のうち、三人は武田軍のための普請と兵糧運搬の役目を免除してやると

（市指定文化財）として寺に所蔵されています。信玄が褒美を与えるとして出したこのような朱印状（公的文書）は非常にめずらしいとされています。

さて時代が下って昭和24年、富士山村が東塙田村に合併すると、中組の峯村国一（62歳）が村長に選ばれました。彼は八十二銀行取締役などを歴任しましたが、短歌詩『潮音』で活躍する歌人として知られていました。後進の指導にも尽力し、昭和32年には彼の古希を祝う人々により「太田水穂・峯村国一師弟の歌碑」が生島足島神社境内に建立されました。



戦国時代の元亀元年（1570年）、西光寺が武田信玄にサハリという金属製の仏具（打楽器）を進呈したところ、信玄は大いに喜び褒美として寺がかえる門前百姓のうち、三人は武田軍のための普請と兵糧運搬の役目を免除してやると言つてきました。

### ■案内図（一部）

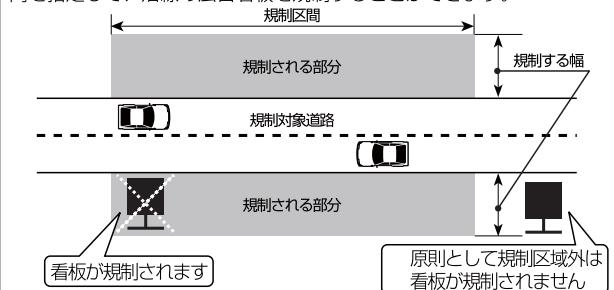


（平野勝重）

# 美しい沿道景観を守りましょう

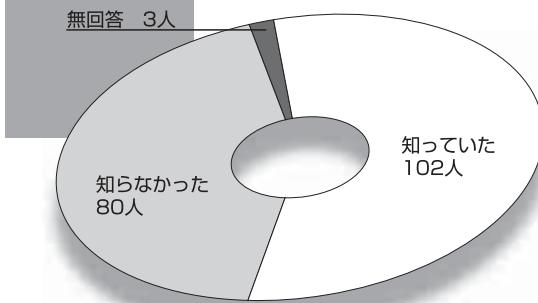
## (※1) 屋外広告物条例とは

「長野県屋外広告物条例」は、看板類の乱立を防ぎ、美しい県土の美観を守るために制定され、上田市も事務の一部を委託されています。この条例では、道路等から見える景観を美しく保つため、道路等の区間を指定して、沿線の広告看板を規制することができます。



## アンケート結果（概要）

### ■屋外広告物条例をご存じですか



長野県屋外広告物条例があることを、55%のかたが知っていました。

市では現在進んでいる幹線道路の整備に合わせ、それらの沿道景観を美しく保つため、屋外広告物を規制する路線の延長を検討しています（広報うえだ3月1日号で特集）。広く市民の皆さんから支障の有無についてご意見をお伺いしましたが、今まで支障がある旨の意見は寄せられていません。また、無作為に選ばせていただいた市民500人にアンケートをお願いしましたところ、37%のかたからおおむね賛同いただける内容の回答をいただきました（アンケート結果参照）。ご協力ありがとうございました。

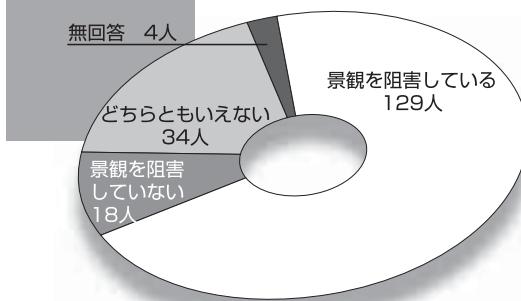
これからも、景観に対する市民の皆さんによりいっそうのご理解・ご協力ををお願いします。

景観はみんなのものとの観点から、地権者等のご理解を得られるよう今後地域の延長を要望していきたいと思います。

説明会等を開催しながら、県へ屋外広告物条例（※1を参照）に基づく規制（規制区域外は看板が規制されません）を許可地域に、また東部町境から神川までの浅間サンライン沿線100m程度を禁止地域に、また幹線道路沿線100m幅を許可地域にすることについて事務を進めていきたいと思います。

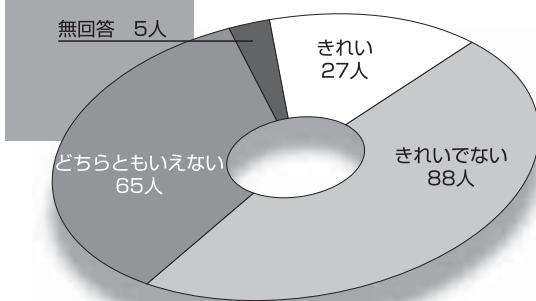
問い合わせ  
都市計画課  
(TEL)  
026-221-5127

### ■大きな広告看板類の沿道設置について、どう思われますか



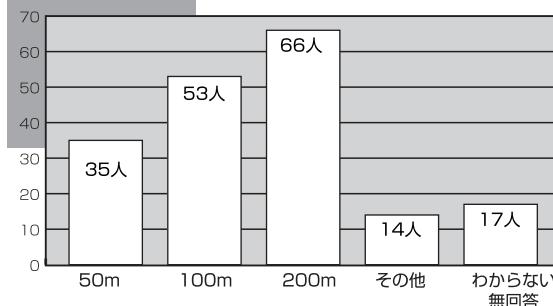
7割のかたが、大きな広告看板類は沿道景観を阻害していると感じています。看板だけでなく建物の色も規制すべきとの意見もありました。

### ■上田市の主要幹線道路沿いの景観をどう思われますか



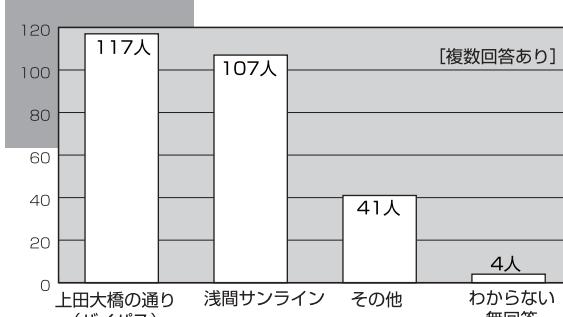
約半数のかたが、上田市の主要幹線道路沿いの景観はきれいでないと思っています。きれいだと思っているからは15%でした。

### ■規制幅はどう考えますか



規制する場合の幅としては、道路から外側200mが35%、同100mが29%、同50mが19%でした。なお、最近の例では丸子町の千曲ビューラインが100m以内を禁止地域にしています。

### ■沿線景観を守っていかなければと考える道路は



他にも守っていただきたい場所として、塩田平（6人）・国道143号（5人）・国道144号・上田駅周辺などの記入がありました。

■調査方法  
今年3月に、無作為抽出の市民50人が回答  
人を対象にアンケートを郵送で依頼

介護サービス利用料を軽減する制度を充実 - ●

低所得者のかたも安心して介護サービスを利用していただけるよう、現在、市では一部の介護サービスについて軽減策を実施していますが、この軽減策を更に充実するため、7月1日(日)から右表とのおり軽減対象サービスの種類を拡大します。

利用料の軽減を希望されるかたは、6月21日(木)までに高齢者介護課か、お近くの支所、在宅介護支援センターへ申請してください。

軽減対象サービス	対象者	軽減割分
訪問介護		
訪問入浴介護		
<u>通所介護</u>		
短期入所生活介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
<u>通所リハビリテーション</u>		
短期入所療養介護		
※下線の4つのサービスを追加します	本年7月1日 以降に、左記 のサービスを 利用する市町 村民税非課税 世帯のかた	自己負担 を5%に 軽減

## 男女共同参画週間 記念講演会を開催

**男女共同参画課**  
TEL 235245

セントラルほか ▽参加料 800円 (宿泊費別) ▽申し込  
み 6月18日(月)までに男女共同  
参画課へ

## 日本女性会議2001みどりに参加しませんか

男女共同参画誤 (TE2) 5245

を全国的に実施することはなりました。  
上田市においても、男女共同参画社会基本法についてよりいっそう理解を深める機会として講演会を開催します。

# 上田市総合美術館 50周年記念美術展

中央公民館 (TEL 0760-2220)

ラザ・ゅう ▽ 内容 ①講演  
「みつめようこれから私の家  
事も政治も女と男でわけあって」  
〔講師：三井マリ子さん（女性）  
政策研究家〕 ②トーク&トー  
ク「我が家の一派ナーシップ  
づくり」 ▷その他 託児あり  
ます（要事前申し込み）

**異文化体験をしてみませんか**

(企画課内TEL 23) 5112

△とき 6月15日(金)午後1時  
△ところ 市内在住か  
△対象者 市内在住か  
△受講料 無料

## 参加しませんか 種から育てる花づくり講習会

「おまえは今更に  
「おぬしの家・おれ」のハカーマ

男女共同参画社会基本法制定にちなみ、今年度より6月23日から同29日までの1週間を男女共同参画週間とし、男女共同参画社会の形成をはかる各種行事

△とき 6月24日(日)午前9時  
30分～午後4時 △講師 小林  
豊山さんほか △持ち物 スケッ  
チブック、3Bの鉛筆、昼食  
▽費用 材料代2000円(当)

市のA E T（英語指導助手）  
県のC I R（国際交流員）の参  
加を得て、英語を使いながらの  
異文化交流会を開催します。

■パソコン相談室（定員10名）  
▽とき 6月24日(日)午前10時  
▽正午  
▽相談料 無料  
▽申込  
し込み 事前に電話で

情報

ふじの花

**TEL** 22-4100  
**FAX** 25-4100



■ 書道教室（定員30名）  
日（金）までに中央公民館へ  
申込受付（日）  
6月15日

▽とき 7月1日(日)午前9時  
▽午後4時 ▽講師 金子朴水  
さん、堀内桂舟さん ▽持ち物  
硯、墨、文鎮、大小筆、下敷き  
昼食 ▽費用 材料代1000  
円 ▽申し込み 6月22日(金)ま  
でに中央公民館へ

（企画課内）へ

市国際交流連絡協議会事務局

し込み 6月12日(火)までに上申  
▼会員費 1000円程度

（申し込み多数の場合抽選）

然や文化の紹介 ▼定員 10名  
カナダ、ニュージーランドの白

ンターほか ▼内容 アメリカ

日本、同19日本、8月8日水、  
同9日本午後1時30分～3時20  
分▽ところふれあい福祉セ



## 各ホール イベント案内

(主催者の都合により変更する場合があります)

### 上田市民会館

■二の丸1-2 (TEL) 0762

月日	催し	開演時間	入場	問い合わせ
6/27(水)	日中合作歌劇 「蓬莱の国 -始皇帝と徐福」	19:00	有料	日中合作歌劇伝説「徐福」上田公演実行委員会 (TEL) 0529422
6/28(木) ~ 6/29(金)	THE CONVOY SHOW	18:30	有料	生涯学習課 (TEL) 051022

## お知らせ

### 人権擁護委員制度を ご存知ですか

長野地方法務局上田支局 (TEL) 02622001  
昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を守る、人権擁護委員制度が始まりました。

しかし、同和問題をはじめ、性別、障害等による不当な差別や人権侵害が今なお存在し、また、社会の国際化、情報化等の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。

こうした中、家庭、学校、職場、地域社会などさまざまな場面で一人ひとりが人権について考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。人権の世紀といわれる21世紀を迎える、全国人権擁護委員連合会では、「育てよう一人ひとりの人権意識—思いやりの心が築く新世纪ー」を重点目標に、啓発活動を積極的に展開しています。

現在、上田市には人権擁護委員が12名います。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご

相談ください。

▽子どもの人権110番  
(TEL) 026-232-8110

▽女性の人権ホットライン  
(TEL) 026-232-8145

今まで)の児童を養育しているかた。ただし、前年(1月から5月までの手当は前々年)の所得が一定額以上の場合には、所得制限により受給できません。

児童手当を受けないかたは、所得により受給できる場合がありますのでこの時期に申請してください。

▽支払期 2月・6月・10月に請求の翌月分から支払期の前月分までの手当をまとめて口座に振り込みます。

▽請求方法 手書きは児童保育課または各支所で

6月は「土砂災害防止月間」  
みんなで防ごう土砂災害

6月1日～10日[電波利用保護旬間]  
電波を正しく使いましょう

(TEL) 026-234-9963  
信越総合通信局

現在、ルールを守らない「不法無線局」から発射される強力な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどの放送受信機器や、消防・救急等の重要な無線通信への混信・妨害があとを絶たない状況です。

私たちみんなの財産である電波、その良好な利用環境を守るために、「不法無線局」をなくし、電波を正しく使いましょう。

電波に関するご相談は、信越総合通信局へ。

▽無線設備への混信・妨害等に関するもの

(TEL) 026-234-9976  
▽ラジオ・テレビ等放送の受信障害に関するもの

(TEL) 026-234-9991  
▽その他の行政相談に関するもの

次の状況が起きた場合は危険ですから安全な場所に避難を。△急に川の水が黒く濁る。

△山鳴りがする。  
△裏山からバラバラと小石が落ちている。  
△地面に亀裂が入る。

## 簡易保険・郵便年金 積立金還元融資施設 厚生年金・国民年金 積立金還元融資施設

皆さんが納められた、これらの積立金の一部は、地域社会の福祉増進のため、公共施設等の整備に役立てられています。市が平成12年度に簡易保険・郵便年金および厚生年金・国民年金積立金還元融資を受けて行った事業は次のとおりです。

■簡易保険・郵便年金積立金  
▽公園緑地事業(上田城跡公園および美穂ヶ池市民緑地)

▽公共下水道事業  
■厚生年金・国民年金積立金  
▽塩田中央保育園移転改築事業

現在、上田市には人権擁護委員が12名います。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご

来年も厚生年金積立金の積立金還元融資を受けて行います。

■簡易保険・郵便年金積立金  
▽公園緑地事業(上田城跡公園および美穂ヶ池市民緑地)

▽公共下水道事業  
■厚生年金・国民年金積立金  
▽塩田中央保育園移転改築事業

### ■上田市人権擁護委員名簿(敬称略)

氏名	住所	自治会	電話番号
木藤 澄枝	浦野1086	浦野	(31)2670
櫻井 重治	中央2-8-9	海野町	(22)0401
香山 裕	古里1370	岩門	(23)1362
山崎 博太	大手1-6-13	大手町	(22)1409
清水 洋子	上塙尻108	上塙尻	(22)1911
六川 弘道	国分1202	上沢	(22)4479
清水 一夫	芳田2020	下吉田	(35)1167
坂下よし子	福田97-3	福田	(24)9294
関 和子	古安曾992	鈴子	(38)2154
滝沢まつえ	別所温泉1855-12	分去	(38)3389
甲田 和利	五加1309	五加	(38)2775
宮川 昌幸	上田原1180-3	倉	(27)4993

### 児童手当の現況届の提出と新規申請の手続きをお忘れなく

児童保育課 (TEL) 0265132

児童手当(特例給付)の受給者は、「現況届」を6月29日(金)までに、児童保育課または塩田・川西・豊殿の各支所へ提出してください。提出がない場合は、

6月分以降の手当を受けられないことがありますので、ご注意ください。

今まで(6歳到達後初めての年度まで)の児童手当の請求を

▽受給資格 義務教育就学前

▽厚生年金・国民年金積立金

▽塩田中央保育園移転改築事業

▽公園緑地事業(上田城跡公園および美穂ヶ池市民緑地)

▽公共下水道事業

■厚生年金・国民年金積立金



# 保健ガイド

健康推進課(TEL②8244)

## ■ツベルクリン反応検査

### ・BCG接種[前期](集団接種)

対象者	①	平成12年4月1日～平成12年9月30日生まれのお子さん
	②	ツベルクリン反応検査を1回も受けていないお子さん(ただし、4歳未満)
	③	ツベルクリン反応検査で陰性と判定されたがBCGを接種していないお子さん(ただし、4歳未満)

▷接種方法 ツベルクリン反応検査を行い、48時間後に判定して陰性のお子さんにBCGを接種します。

なお、体調等の都合でBCGを接種できなかった場合は、判定後2週間以内であれば、BCGの接種が可能です(ツベルクリン反応検査からやり直す必要はありません) ▷受付時間 午後1時30分～2時10分

▷持ち物 母子健康手帳、予診票(赤ちゃん手帳の中に入っていますので体温以外は記入してお持ちください) ▷注意事項 ①体温は会場で測定し予診票に記入してください ②治療中または経過をみている病気がある場合には、主治医に前もって相談し、診断書または意見書をもらってください(当日接種医が参考にして接種の可否を決めますので接種できない場合もあります) ③生ワクチン(ポリオ、おたふくかぜ等)

接種後は4週間以上、不活化ワクチン(三種混合、インフルエンザ等)接種後は1週間以上経過してから受けてください

### ■ツ反・BCG予防接種日程表

会場	ツ反 月日	BCG 月日	対象地区	
中央公民館	6月26日 (火)	6月28日 (木)	北部、神川(国分)	
川辺町会館			川辺・泉田(川辺、下之条)、城下(諏訪形)	
上野が丘公民館	6月27日 (水)	6月29日 (金)	神科(伊勢山、岩門、染屋)、豊殿	
川西社会福祉センター			川西	
神川地区公民館	7月3日 (火)	7月5日 (木)	神川(上沢、国分、上堀、下堀を除く) 東塩田、西塩田、別所	
塩田母子健康センター				
西部公民館	7月4日 (水)	7月6日 (金)	西部、塩尻	
城南公民館			城下(諏訪形、御所を除く)	
上野が丘公民館	7月10日 (火)	7月12日 (木)	神科(伊勢山、岩門、染屋を除く) 中塩田	
塩田母子健康センター				
中央公民館	7月17日 (火)	7月19日 (木)	東部、南部、中央、神川(上沢、上堀、下堀) 川辺・泉田(川辺、下之条を除く)、城下(御所)	
川辺町会館				

## ■麻しん(はしか)にご注意ください

3月から上田保健所管内で、麻しん(はしか)の患者が多く発生しており、例年に比べて増加傾向にあります。麻しん(はしか)は、麻しんウィルスの飛沫感染(せき・くしゃみなどで、細かい唾液とともに空気中へ飛び出し、人に感染すること)によって起こる病気で、感染力が強く、小児期にかかりやすい病気です。

また、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などの合併症を併発することもあるため注意が必要です。

現在、下表のかたを対象に予防接種を行っています。

母子健康手帳を確認して、予防接種を済ませていなければ、早めに接種してください。

対象者	①	平成11年10月1日～平成12年3月31日生まれのお子さん
	②	平成11年9月30日以前の生まれで未接種のお子さん(ただし、7歳6か月未満)

▷実施期間 6月30日(土)まで(医療機関により休診日が異なりますのでご注意を) ▷実施場所 広報うえだ4月16日号12ページを参照いただくか、健康推進課までご確認ください ▷接種料金 無料 ▷持ち物

母子健康手帳、体温計、予診票(赤ちゃん手帳に入っています。また、医療機関にも予備があります) ▷注意事項 事前に医療機関へ電話予約をしてからお出かけください ▷その他 対象者以外のかたでも、任意に予防接種を受けることがあります。この場合の接種は有料となります。任意予防接種は下表の医療機関で実施しています

## ■麻しん任意予防接種実施医療機関

医療機関名(自治会名)	電話	医療機関名(自治会名)	電話
池田クリニック(川辺町)	22-5041	上田生協診療所(上塩尻)	23-0199
川西生協診療所(仁古田)	31-1411	川西病院(保野)	38-2811
国立長野病院(新屋)	22-1890	こさとクリニック(染屋)	28-4111
小松内科循環器科医院(上川原柳町)	27-2200	斎藤外科医院(下青木)	35-0887
ささき小児科医院(城北)	27-7700	城南医院(御所)	22-3481
杉山クリニック(新田)	26-8200	諏訪形クリニック(諏訪形)	25-5556
豊田医院(下紺屋町)	22-1158	堀こどもクリニック(中之条)	23-5566
三原内科医院(中之条)	27-6500	宮坂内科小児科医院(下常田)	22-0759
村上医院(末広町)	22-3740	室賀診療所(上室賀)	31-1070
柳沢病院(北大手町)	22-0109	山田内科医院(下之郷)	26-8181
吉田こども医院(踏入)	24-1222	わかた内科(塩田新町)	38-2540

## ■「痴ほう」についての相談会

「痴ほう」のかたの介護方法等でお悩みの介護者のかた、お気軽にご相談ください。

▷とき 6月27日(水)午後1時10分～5時 ▷ところ

市役所南庁舎1階高齢者介護課 ▷定員 3名(予約制) ▷相談担当 堀内静子さん(グループホーム「せせらぎ」・看護相談室「せせらぎ」代表、元国立小諸療養所痴ほう性老人副病棟婦長) ▷問い合わせ

高齢者介護課(TEL②4100内1616)